

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 沖縄県中頭郡西原町字小那覇1445番地1
氏 名 有限会社大武産業 代表取締役 下地 武

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

沖縄県知事 翁 長 雄 志



許可の年月日 平成27年3月23日
許可の有効年月日 平成32年3月22日

1. 事業の範囲

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)、木くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)、繊維くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)

(これらのうち特別管理産業廃棄物を除く。裏面に記載する産業廃棄物のみ積替え保管を含む。)

2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げるることができる高さ
裏面一覧のとおり

3. 許可の条件

- (1) 石綿含有産業廃棄物を運搬する際に袋詰め等の飛散防止策を講ずること。
- (2) 石綿含有産業廃棄物の破断及び他の廃棄物との混合を行わないこと。
ただし、積込みのため、やむを得ず破断する場合は湿潤化の上、必要最小限の範囲で行うこと。
- (3) 当該収集運搬業に起因した環境に関する苦情等の申し出があった場合には、直ちにその原因を調査し、適切な措置を講ずること。
- (4) 石綿含有産業廃棄物の保管はコンテナ保管とし、他の産業廃棄物と混合することなく飛散、流出防止対策を十分に講じること。
- (5) 裏面に記載する石綿含有産業廃棄物を除く産業廃棄物の保管容量は、コンテナで保管した際の容量であるため、フレコンバックで保管する際は、勾配50%以下で保管した際の容量を越えて保管しないこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成22年3月23日 新規許可

平成27年3月23日 更新許可

平成28年3月29日 変更届出 (合筆による事業場及び積替え保管施設1の地番の変更)

5. 那覇市における積替え許可の有無 有 ・ 無

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

(裏 面)

事務所の所在地：沖縄県中頭郡西原町字小那覇1445番地1

事業場の所在地：沖縄県中頭郡西原町字小那覇兼城原1440番、1422番1、1441番1、
1444番1、1445番1、1453番3、
1455番1、

積替え保管施設1の所在地：沖縄県中頭郡西原町字小那覇兼城原1445番1、1455番1、

産業廃棄物の種類	保管面積	積み上げる高さ	保管容量
①廃プラスチック類	I 46.8m ² II 11.7m ²	4 m以下	I 187.2m ³ II 46.8m ³
②紙くず、③木くず、 ④繊維くずの混合物	I 60.84m ² II 21.06m ²	4 m以下	I 243.36m ³ II 84.24m ³
⑤ゴムくず	I (各) 2.34m ² II (各) 2.34m ²	4 m以下	I (各) 9.36m ³ II (各) 2.34m ³
⑥金属くず			
⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず			
⑧がれき類			
石綿含有産業廃棄物 (①～④、⑦、⑧)	7.56m ²	1.1m	8.31m ³

積替え保管施設2の所在地：沖縄県中頭郡西原町字小那覇兼城原1440番、1422番1、
1441番1、1444番1

産業廃棄物の種類	保管面積	積み上げる高さ	保管容量
①廃プラスチック類	181.44m ²	2 m以下	199.44m ³
②紙くず、③木くず、 ④繊維くずの混合物	226.8m ²		249.3m ³
⑤ゴムくず	(各) 7.56m ²		(各) 8.31m ³
⑥金属くず			
⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず			
⑧がれき類			

※積替え保管施設2で保管する産業廃棄物については、石綿含有産業廃棄物を除く。